第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AO_{21}の次に次のように加える。

AO_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号面積の算式中「1,217,000円」を「1,219,000円」に、「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に改め、同号面積の算式の符号C_4中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号C_5中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号C_6中「0.023」を「0.022」に、「0.025」を「0.024」に改め、同号面積の算式の符号C_8中「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号E_4中「0.022」を「0.021」に、「0.024」を「0.023」に改め、同号面積の算式の符号E_5中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号E_6中「0.024」を「0.023」に改め、同号面積の算式の符号G_{16}中「0.028」を「0.027」に改め、同号面積の算式の符号I_8中「0.076」を「0.075」に改め、同号面積の算式の符号I_9中「0.073」を「0.072」に改め、同号面積の算式の符号I_{12}中「0.078」を「0.077」に改め、同号面積の算式の符号I_{15}中「0.044」を「0.043」に改め、同号面積の算式の符号I_{16}中「0.046」を「0.045」に改め、同号面積の算式の符号I_{17}中「0.051」を「0.050」に改め、同号面積の算式の符号M_{12}中「0.016」を「0.015」に改め、同号面積の算式の符号O_{19}ア中「0.009」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{19}イ中「0.009」を「0.044」に改め、同号面積の算式の符号O_{21}の次に次のように加える。

O_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十五条第一項の表都道府県の項中「1,172」を「1,215」に改め、同表市町村の項第一号中「1,023」を「1,002」に、「32.7」を「31.5」に、「平成17年」を「平成22年」に改め、同項第二号中「1,155」を「1,125」に、「0.401」を「0.364」に改め、同項第三号中「1,172」を「1,215」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項を次のように改める。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路の面積急減補正	道路橋りょう費	道路の面積	算式 $\frac{B-A}{A}\times\alpha$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　平成22年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の面積 α　$(B-A)/A$の値が、0.300以上の場合は0.7、0.150以上0.300未満の場合は0.5、0.150未満の場合は0.3
	二　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 $\frac{B-A}{A}\times0.5$ B－Aが負数となるときは、0とする。
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 $\left(\frac{B-A}{A}-0.017\right)\times0.9\times57.0$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県の平成17年人口

第十六条第一項の表市町村の項第一号中「0.028」を「0.032」に、「0.1」を「0.9」に、「27.4」を「28.0」に、「0.095」を「0.113」に、「7.3」を「8.0」に、「平成12年」を「平成17年」に、「昭和60年」を「平成２年」に改め、同項第二号中「平成14年度以降の小学校の学級数又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の学級数にあつては」を「、「教職員定数」を「教職員定数」に、「第１項」を「第１項及び第２項」に改め、「とし、当該学級数以外にあつては学校基本調査規則によつて調査した市町村立の小学校の学級数又は中学校の学級数とする。」を「、同項第四号を次のように改める。

四　農家数急減補正	農業行政費	農家数

	算式 $\frac{B-A}{A}\times0.9$ B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　農林業センサス規則によつて調査した平成17年２月１日現在（沖縄県にあつては平成16年12月１日現在）における農家数（東京都三宅村にあつては改正前の省令附則第21条第２項に定める農家数。）

第十六条第一項の表市町村の項第五号中「0.2」を「0.1」に、「4.19」を「4.26」に、「0.27」を「0.24」に改め、「平成12年産業分類別就業者数のうちB林業の就業者数」及び「平成12年産業分類別就業者数のうちC漁業の就業者数」のトにそれぞれ「（東京都三宅村にあつては改正前の省令附則第21条第11項に定める就業者数。）」を加える。

第十七条第三項の表中「減収補てん臨時交付金」を「減収補塡臨時交付金」に改め、同項の表都道府県の項第一号中「から地方道路譲与税に係る額」の下に「（平成二十年度及び平成二十一年度に係る額に限る。）」を、「（平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度」を加え、「地方特例交付金に係る額（平成十九年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」を「児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額（平成二十二年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」に改め、「と地方道路譲与税に係る額」の下に「（平成二十一年度及び平成二十二年度に係る額に限る。）」を、「額、石油ガス譲与税に係る額」の下に「（平成二十一年度及び平成二十二年度に係る額に限る。）」を加え、「及び地方特例交付金に係る額」を「及び児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同表市町村の項第一号中「額、地方道路譲与税に係る額」の下に「（平成二十年度及び平成二十一年度に係る額に限る。）」を加え、「地方特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に、「（平成二十一年度に係る額に限る。）、自動車」を「（平成二十一年度及び平成二十二年度に係る額に限る。）、児童」を「（平成二十一年度及び平成二十二年度に係る額に限る。）、自動車」に、「（平成二十一年度に係る額に限る。）、児童」に改める。